

シルバー人材

としま

2023.6

特集号



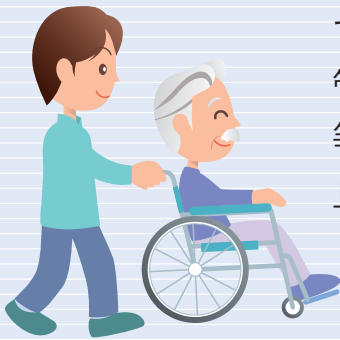
安全特集号

（ふくろう便）



安全・適正就業強化月間

7月は『安全・適正就業強化月間』です。就業現場の安全確保や健康管理の徹底、就業途上の交通事故等に十分注意の上、事故の未然防止に努めてください。



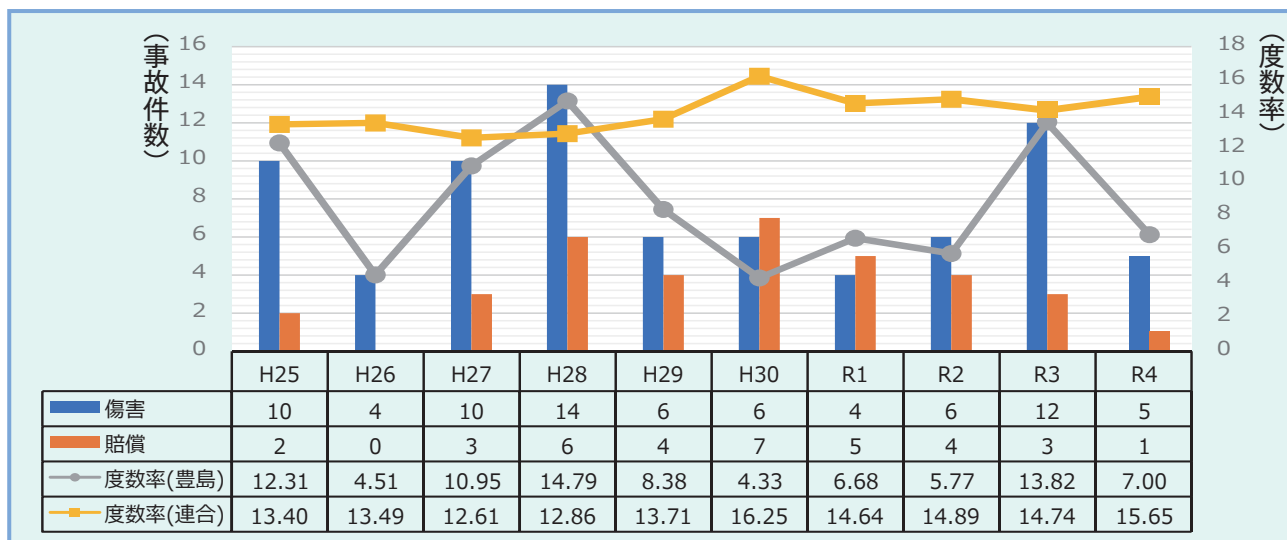
— 安全心得10か条 —

- 1 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- 2 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- 3 服装・履物は、作業に合った動き易いものにする。
- 4 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- 5 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- 6 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- 7 共同作業では、合図、連絡を正確に行なうこと。
- 8 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- 9 健康には、常に注意し、良好な状態で就業すること。
- 10 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

忘れないで
ください。



事故発生状況の推移



※ 度数率：100万時間あたりの事故発生頻度。数値が高いほど頻度が高い。

傷害事故状況

職 種	発生日時	年 齢	発生状況	傷害名称
1 児童通学案内	6月29日 17時00分	74 歳	午後1時～午後3時まで炎天下屋外で業務に従事。帰宅後の午後5時頃に熱中症により亡くなった。	死亡
2 屋外軽作業	7月14日 16時30分	61 歳	就業からの帰り道自宅前で自転車を降りた際に、雨の後に路面が濡れており、自転車が倒れてきた。自転車が左足の甲に当り、ヒビ(不全骨折)が入ってしまった。	ヒビ
3 清掃	10月20日 8時00分	71 歳	自転車にて就業に向かう途中、交差点の横断歩道上を青信号横断中に自動車に激突された。その後、病院に緊急搬送された。	骨折
4 児童通学案内	3月7日 7時30分	79 歳	就業場所へ向かう途中で路面が濡れており、バランスを崩した。その際に電柱に右肩を強打した。	打撲
5 家事援助	3月29日 8時50分	72 歳	就業先へ自転車で向かう途中、交差点で他者が乗車中の自転車と接触し転倒。足の痛みで動けなくなり、搬送。	創傷

令和4年度は、年年度に比べ大幅に傷害事故件数が減少していますが、傷害事故5件に内、3件が自転車での事故となっています。また、熱中症を起因とする死亡事故が発生しました。

安全管理委員会の主な活動について

安全管理委員会は15名の委員で構成されています。就業中などの事故防止や安全に関する講座の開催を行っています。今年度は下記の活動を行ってまいります。

1 安全就業体制の確保

- 就業現場の安全就業パトロールを実施します。
- 会報やチラシ等で安全啓発活動を適宜実施します。
- 安全対策グッズを就業会員へ提供します。
- ショートメッセージサービスの活用による緊急時の迅速な連絡体制の確保に努めます。

2 事故防止対策の徹底

- 安全就業基準を随時点検し、会員へ周知致します。
- 重篤事故の多い植木剪定・除草作業においては、作業貸与品(安全帽・安全带・梯子・脚立等)の点検表を活用すると同時に、必要に応じて作業別安全就業基準の見直しを図ります。
- 熱中症に備え、熱中症対策グッズの配布や熱中症講座等を開催いたします。

3 安全教育の推進

- 新入会員に対して、研修会時に安全教育を毎月実施します。
- センター主催の安全大会、自転車事故防止講習会、転倒予防講習会、健康管理セミナー等の講習会を開催します。
- 職種別に安全就業基準等に基づく研修(事故件数、職種別事故事例、防止対策、危険予知訓練、転倒予防体操等)を実施します。

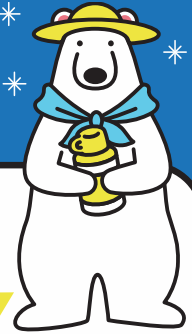
4 健康管理体制の強化

- 体力測定会の拡充実施、会員が自身の健康状態を把握することで事故の未然防止対策を図ります。
- 健康づくりの情報提供や事故防止に関する情報提供(災害・食中毒・害虫・自転車事故・転倒・感染症等)を行います。
- 安全ハンドブックの周知と活用を図ります。



熱中症対策

熱中症予防のために



暑さを避ける!

❄️ 扇風機やエアコンで
温度をこまめに調節



❄️ 遮光カーテン、すだれ、
打ち水を利用



❄️ 外出時には日傘や
帽子を着用



❄️ 天気のよい日は日陰の
利用、こまめな休憩



❄️ 吸湿性・速乾性のある
通気性のよい衣服を着用



❄️ 保冷剤、氷、冷たいタオル
などで、からだを冷やす



⚠️ 『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

こまめに水分を補給する!

❄️ 室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくても
こまめに水分・塩分などを補給



● 熱中症予防のための情報・資料サイト

熱中症予防のための情報・資料



スマホでも
見れます



https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



自転車ヘルメット等の安全グッズについて

改正道路交通法により、令和5年4月1日から自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて平成30年から令和4年までの5年間の合計で約2.1倍高くなっています。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。スポーツの時だけではなく、買物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。安全の観点から自転車乗車時のヘルメット着用を推進しています。（参照：警視庁HP）豊島区ではヘルメット購入時の助成を行っていますので、区ホームページまたは、QRコードで確認してください。



また、熱中症対策として、昨年に引き続き、熱中症安全グッズ（ひえひえーる、コールドスプレー、ネックハンディファン）を希望者に対して総会後に配付します。

さらに、児童通学案内業務など、屋外就業の会員の方には、日傘及びペットボトルホルダーと収納ポーチを配付しました。



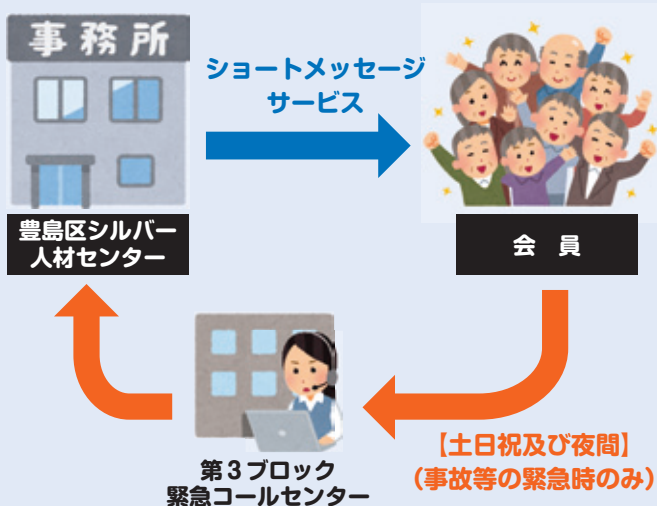
危険行為について

会員が就業中に線路内に立ち入り、電車を停める案件が発生しました。会員は、線路上に袋がある事に気づき、電車運行に危険があると考えての行動でしたが、結果的には20分の電車の遅延が発生しました。幸いにも会員及び乗客に被害等の報告はありませんでした。一歩間違えれば命を落とす危険のある行為ですので、線路内の立ち入りは決して行わないでください。



緊急時の連絡体制について

災害や事故などの緊急時における連絡体制をお知らせいたします。緊急事態が発生した場合は、以下の方法でセンターまで連絡してください。



ショートメッセージサービス

【主な利用目的】 災害発生時の緊急連絡
就業・イベントの中止、
就業募集・講習会の案内等
【送信用番号】 050-5491-4105
または242244

※携帯会社によって異なります。送信専用のため返信はできません。

第3ブロック緊急コールセンター

【主な利用目的】 土日祝及び夜間等の業務時間外に、
**火災・事故・刑事事件などで人命に
関わる緊急事態が発生した場合。**

【連絡先】 03-5305-3472（オペレーターが対応します）

※第3ブロック（豊島区、杉並区、板橋区、中野区、練馬区、
新宿区）シルバー人材センターの共通電話番号です。

センター名、会員番号・氏名、緊急内容をお伝え下さい。
※上記目的以外（シフト交代や休みの連絡、就業相談やクレーム等）の事務的な伝達事項については対応致しかねます。
業務時間中にセンターへご連絡下さい。



コロナ5類の対応

新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が、5月8日(月)から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に位置付けられました。しかし、65歳以上の方や基礎疾患のある方に対して追加接種が実施されるなど、コロナウイルスの対策はされています。その中で、マスクの着用につきましては、原則個人の判断とされていますが、センター職員につきましては、窓口対応時及び会員の皆さまとの対応時にはマスクを着用いたします。会員皆さまの就業中のマスク着用につきましては、感染リスクが疑われる場合は、自らの健康を守る観点からマスク着用を推奨しています。また、発注者から就業中のマスク着用を求められた際はマスクを着用するようお願いいたします。

見守り支援事業（高齢者総合相談センター）

下記のようなことがありましたら、お気軽に連絡してください。見守り事業担当は、区内8か所の高齢者総合相談センターに併設して窓口を設置し、居住地により担当地域があります。

担当地域は豊島区ホームページで「高齢者総合相談」で検索してください。QRコードからも検索できます。

《相談対応》

地域の高齢者の相談を受け、必要とする支援・サービスをご案内します。

《地域の仕組みづくり》

安心して暮らせるような、見守りの仕組みづくりと一緒に考えていきます。

地域の集まりに担当者が伺いますので、気軽に声をかけてください。

《地域の皆さまへご協力をお願い》

- 昼間なのに電灯がつきっぱなし、洗濯物が干したまま
- 最近姿をみない、電話にでない、新聞や郵便物がたまっている
- 服装が季節にあっていない、体調が悪いのに受診している様子がない
- 物忘れ・話のつじつまが合わない
- 最近見知らぬ人の出入りがある



もの忘れチェックを受診してみませんか？

「今日は何日だったか？」「昨日買った野菜を今日も買った」など、生活の中で「もの忘れ」が気になることはありませんか？豊島区では、「もの忘れチェック」を実施しています。

実施時期等については、豊島区ホームページで「もの忘れ」で検索してください。QRコードからも検索できます。ちょっとおかしいかなと思ったら、検診を受けてみてはいかがでしょうか？ 65歳から79歳の方が対象になります。

問合せ先：豊島区高齢者福祉課 介護予防・認知症対策グループ 03-4566-2433



健康相談（保健・栄養）について

豊島区では、生活習慣病（メタボリックシンドローム・糖尿病・高血圧症・脂質異常症）や骨粗しょう症、肝炎、禁煙などの個別相談を行っています。実施日がありますので、ご住所の地域を管轄する池袋保健所または、長崎健康相談所へ電話で予約してください。詳細は、区ホームページで確認してください。QRコードでも読み込めます。

施設名・所在地	予約・問い合わせ先
池袋保健所 東池袋4-42-16	栄養グループ 03-3987-4361 (平日 午前8時30分～午後5時)
長崎健康相談所 長崎2-27-18 1F	03-3957-1191 (平日 午前8時30分～午後5時)





会員の安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人豊島区シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行なうこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、良好な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意して運転し、かつ常に安全点検を行わなければならない。なお、自動車の使用については別途定める。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに帽子・被服・腕章等を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンター等に報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

3 会員は、炎天下及び台風や降雪時等の作業においては、作業を中止したり就業時間を短縮したりするなど十分な安全対策をとらなければならない。

4 会員は、センター等が主催又は作業別に開催する安全講習会については進んで受けなければならない。

5 会員は、消毒液、絆創膏、包帯、キズ薬等の救急セットを常備しなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

2 会員は、就業時間外であってもけが等をしたときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年5月1日から施行する。

